

平成 28 年度 第 1 回新潟市消費生活審議会会議録

日時： 平成28年 7月20日（水）午後 1：30～

会場： 消費生活センター研修室

（事務局：古俣課長）

皆さま、よろしいでしょうか。改めまして皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、ただ今から「平成 28 年度 第 1 回消費生活審議会」を開催いたします。私は本日の司会を務めさせていただきます新潟市市民生活課長の古俣と申します。よろしく願いいたします。最初に新潟市市民生活部長の野島よりご挨拶を申し上げます。

（事務局：野島部長）

市民生活部長の野島でございます。よろしく願いいたします。本日は大変お忙しい中、またようやく夏らしい日差しの強い中、ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。さて、国におきましては、消費者庁の徳島への移転がメディアを賑わせておりますけれども、改正消費者安全法が本年 4 月 1 日から施行され、消費生活センターの強化、それから消費生活相談員の国家資格化など図られたところでございます。本市におきましても、消費生活センターに関する条例につきまして、この 1 月に委員の皆さまからご審議いただきまして、4 月 1 日付で施行いたしました。

一方で相変わらず特殊詐欺など、市民生活を脅かすさまざまな問題が発生しております。消費生活相談件数も増加傾向を示しているところでございます。とりわけ、高齢者の方が被害に遭うケースが増えているということは、喫緊の課題として私ども特に取り組みを強化しているところでございます。

本日の会議では、まず消費生活センターが昨年度に実施いたしました主な事業と、それから皆さまのところにも資料が配っておりますけれども、消費生活推進計画、こちらのほうに基づきまして、各課が重点的に取り組みました事業について、ご報告をさせていただきます。さらに消費者教育の進め方について、本市の考え方をお示しいたしまして、皆さまからご意見を頂戴したいと存じます。消費者教育につきましては、消費者庁でも引き続き推進に力を注いでいくと言っており、重要な取組に位置付ける必要があると考えております。本市ではこちらの消費生活センターを核としまして、市民の皆さまの安心・安全な暮らしのサポートにしっかりと取り組んでまいりますので、委員の皆さまから引き続きご指導とご助言をいただくことをお願いいたしまして、ご挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。

（事務局：古俣課長）

ありがとうございました。昨年 7 月に審議会委員の皆さまの選任手続きをさせていただきましたが、その後新たに委員になられた方もおられますので、ここで新しい委員のお二方をご紹介させていただきます。まず新潟日報社編集局次長の木村隆さまです。

(木村委員)

よろしくお願ひします。

(事務局：古俣課長)

新潟市立中野小屋中学校長の佐藤靖子さまです。

(佐藤委員)

どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局：古俣課長)

ありがとうございました。次に事務局側にもわたる異動がありましたので、新しいメンバーを紹介させていただきます。改めまして市民生活部長の野島でございます。

(事務局：野島部長)

野島でございます。よろしくお願ひいたします。

(事務局：古俣課長)

消費生活センター主幹の斎藤でございます。

(事務局：斎藤主幹)

斎藤です。よろしくお願ひします。

(事務局：古俣課長)

同じく消費生活センター係長の大関でございます。

(事務局：大関係長)

大関でございます。よろしくお願ひいたします。

(事務局：古俣課長)

ここで本日の会議についてですが、委員 14 名中 11 名の方からご出席いただきましたので、規則により会議が成立していることをご報告申し上げますとともに、本日の会議は公開とし、併せて会議録作成のため録音をさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。なお、新潟日報社さまから取材の要望がございまして、録音撮影並びに許可をしたいと思います。皆さまよろしいでしょうか。

(拍手)

(事務局：古俣課長)

そのようにお願いいたします。

続きまして、お手元の資料をご確認させていただきます。まず事前にお送りさせていただいたものとして、審議会の次第、それと資料1、新潟市消費生活審議会規則。資料2、消費者行政における最近の国の動向。これがA4横になっています。資料3、冊子で消費生活センター概要、同じく冊子の資料4、「新潟市消費生活推進計画（一次改訂）」。そしてA4横のホッチキス止めをしてあります参考資料1、「平成27年度事業結果報告」。同じくA4横ホッチキス止めをしてあります参考資料2、「平成28年度事業見込み」。A4縦の資料、資料5、「消費者教育推進の取り組みについて（案）」。協議会資料の1と題しまして、「新潟市消費者教育推進地域協議会に関する要綱」。協議会資料の2、「(仮称)新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」、A3横の資料でございます。それと本日机上配布させていただいたものとして、本日の座席表、委員名簿、そして消費生活審議会の次第、これの差し替え版です。それと第1回新潟市消費者教育地域協議会の次第。A4縦で協議会資料1とあります「新潟市消費者教育推進地域協議会に関する要綱」。そしてホッチキス止めしてありますA4縦の資料。協議会資料2と書いてあります新潟市消費生活推進計画・赤字になりまして、新潟市消費者教育推進計画と書いてあります、ホッチキス止めしてあります資料。それとあとは次第のその他で使われますが、新潟市政策アドバイザーフォーラムのチラシ。それと関東甲信越地区中学校技術家庭科研究大会と書いてあるものでございます。以上、お手元の資料、ご確認いただけましたでしょうか。また審議の途中、順次足りないということであれば、挙手を願いたいと思います。

それでは議事の進行を澤田委員長にお願いをしまして、まずは副委員長の選任からお願いをいたします。

(澤田委員長)

それではお手元の次第に沿って議事を進めたいと思います。どうぞご協力をお願いいたします。

初めに議事の(1)副委員長の選任を議題とさせていただきますが、副委員長の選任につきましては、前任の遠藤由美委員の退任に伴うものであります。

資料1として配布していただいたとおり、この新潟市消費生活審議会規則では、委員長、副委員長は委員の互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(三島委員)

事務局案があれば披露していただけますか。

(澤田委員長)

ただ今事務局案について披露してもらいたいという旨のご発言がございましたが、事務

局案はありますか。

(事務局：小柳所長)

事務局といたしましては、本日の議題にもありますとおり、今後消費者教育の推進が求められておりますので、前任の遠藤由美委員同様、教育現場に明るい佐藤靖子委員に副委員長をお願いしたいと思っております。

(澤田委員長)

どうもありがとうございます。ただいま事務局案として、佐藤靖子委員に副委員長をお願いしたいという案が示されたところですが、いかがでしょうか。(拍手)

それでは佐藤靖子委員に副委員長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

(佐藤委員)

よろしく願いいたします。

(澤田委員長)

一言ご挨拶申し上げます。

(佐藤委員)

この度副委員長を仰せつかりました佐藤靖子と申します。私、技術家庭科が専門でございます。後ほどお話もさせていただきますが、今本当に教育現場でも消費者教育を重要視しておりますので、今後とも皆様のご支援いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

(澤田委員長)

どうもありがとうございます。そうしますと、次の議題の(2)ですが、消費者行政における最近の国の動向についてご報告を受けたいと思っておりますが、議事の進行の都合上、議事の(2)から議事の(4)の推進計画で設定した目標の進捗状況についてと。ここまで一括して事務局からご報告を受けまして、その後一括して委員の皆さまからご質問、ご意見を伺うことにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。(拍手)

どうもありがとうございます。それでは事務局からご説明願います。

(事務局：小柳所長)

それでは説明をさせていただきます。まず配布させていただきました資料の2でございます。カラー刷りの横版になっています。こういうものになります。お手元にご用意いただけますでしょうか。

先ほど部長のほうからもお話がありましたが、依然としまして特殊詐欺など、市民を脅

かすようなさまざまな問題が発生していますし、消費生活相談も増加傾向にありまして、とりわけ高齢者が被害に遭われるケースが増えていることは、私どもも喫緊の課題として認識しているところでございまして、このような中で消費者庁のほうも引き続き消費者教育の推進に力を注ぐということをお願いしておりまして、こちらの資料2にあるとおり、国は誰でもがどこに住んでいても、生涯を通じて、さまざまな場で消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進するというふうに聞いております。この背景としては、左側のほうに書いてございまして、消費者の自主的かつ合理的な選択と行動、社会の一員として積極的な関与。あるいは幼児期から高齢期までの各段階に応じた体系的な取組。さらには具体的な取組として、この左側のほうにいくつか書いてございまして、中でも地方公共団体における消費者教育推進計画の策定、その前提となる消費者教育推進地域協議会の設置、さらには消費生活センターの消費者教育の拠点化、コーディネーターの育成などが急務として挙げられてございます。

さらに消費者庁が示す工程表。右側の下のほうになりますが、こちらのほうでは平成27年度から31年度までの工程が示されているところですが、私どもが調べたところで、平成28年3月31日現在でございまして。政令市は20市全国にございまして、消費者教育推進計画を策定した市は10市。半分でございます。残りの10市についても、28年度末あるいは29年度末までに計画の策定に向けた作業を進めるというふうに聞いていらっしゃるところでございまして。これらの動きを受けまして、後ほど本市の消費者教育の考え方について説明をさせていただきたいと考えているところでございまして。

資料のほうに戻っていただきますと、国が考えている消費者教育の推進という部分が、右側のほうにちょっと見にくくなっていますが、イメージ図として図解をされているところでございまして。これらに沿った考え方を、後ほどまた説明をさせていただきたいと思っております。

もう一点、先ほど部長からもお話がございました4月1日に消費者安全法が改正されまして、皆さまに審議いただきました新潟市消費生活センターの条例化ということで、こちらのほうお配りさせていただきました資料の3。この次にまた説明で使わせていただきますが、資料3の一番最後のページに消費生活センターの組織及び運営等に関する条例ということで、4月1日施行された条例内容をここに掲載させていただきましたので、後ほどご参照いただければと思っております。

議事の第2は以上とさせていただきますと、引き続きこの資料3の内容について、ご説明をさせていただきます。私ども消費生活センターが27年度に行った事業の結果及び28年度実施予定事業についてご報告させていただきます。この資料の5ページをお開きいただけますでしょうか。私ども消費生活センターが行っております概略の事業になりますが、こちらに掲載をさせていただいております。消費生活相談を主な事業としまして、消費者啓発及び情報提供事業としてくらしのレポーター事業をはじめ、各講座とか出前講座、さらには情報提供の貸出し、ビデオ等々の貸出しもやっております。それから消費者団体への活動支援ということで、委託事業等々、こちらのほうもやっております。それから一番

最後の4になりますが、こちらは私ども計量業務もここでやっておりますので計量の中で、ここに書いてあるのは計量だけではないのですが、いわゆる消費生活4法という立入調査もこちらのほうでやっております。後ほどこの資料の一番後ろのところには計量業務も入っておりますので、ご覧いただければと思います。

それでさらに資料のほうは11ページをお開きいただきたいと思います。27年度、消費生活センターで受けた相談件数を記載させていただいております。資料にあるのは平成18年度からの資料を掲載させていただきました。平成21年度までは右肩下がりといいますか、相談件数が減ってきたのですが、21年度以降は数年横ばい、もしくは右肩上がりになってきております。ちなみに平成27年度の相談件数は、4,649件となっております。

2枚ほどはぐっていただきまして、14ページをご覧いただきたいと思います。相談の多かった商品、それから役務の上位10分類を一昨年と比較しまして、こちらのほうに掲載してございます。年代によって順位は入れ替わるのですが、例えば上から5つ目、商品一般というのがございます。これも実は次のページから見えていただきますと、年代別によってその内容が少し変わっていきます。例えば1枚はぐっていただきまして、16ページをご覧いただきますと、40代のところで5番目の上の方に商品一般とあるのですが、その右側の主な販売方法とか内容をちょっとご覧いただくと、電話勧誘、それから信用性、販売態度、架空請求となっております。それをスライドして右側のほうの70代の欄で、第4位の上位、商品一般のところの右側を見てもらいますと、電話勧誘、それからプライバシー、信用性、架空請求とかということで、内容が若干異なってきます。あと今お話をさせていただいた、一番相談の多い70代の第1位。これは放送・コンテンツ。第2位は健康食品、第3位はインターネット通信サービス、第4位に商品一般とその他役務となっております。いわゆる劇場型詐欺とか、そういった相談であるというのが、一番下のところを見ると分かるかなというふうに思います。

18ページ、19ページは、その月ごとの集計をした結果としてどんな傾向にあったのかということを見月別に見て記載をさせていただいております。ここではちょっと説明は割愛させていただきますので、後ほど、ああ、そんなのがあったのかということで、ちょっとご覧いただければなと思います。

1枚はぐっていただきまして20ページ。こちらのほうはいわゆる特商法といわれる関係に類する集計となっております。21ページのグラフを見ますと、どんな販売方法というか、内容かという、俗に言う通信販売ですね。通販の相談が非常に多くなっているというのが一目瞭然とお分かりになるかと思います。1枚はぐっていただきまして22ページ。こちらのほうから23ページまでは多重債務に関する相談となっております。平成27年度は多重債務274件の相談を受けています。多重債務のほうは19年度からですが、こちらのほうに専門相談員を配置しましたのが22年度からになっておりまして、おおむね300件から200件の後半代を維持している状況にございます。

1枚はぐっていただきまして、24ページでございます。ではどういったところからどういふような相談を受けているのかというのが、こちらのほうの相談内容の集計となつてご

ございます。例えば右から2つめの四角に囲った一番下のほうを見ていただきますと、274件の相談のうち、具体的には電話相談、それから面談あるいは相談者とどこかへ同行したとか、そういう件数をこちらのほうに集計してございます。面談で約274名のうちの156件を面談で処理してございます。さらに右側の一番上の方を見ますと、ヤミ金というのが13件ほど書いてございますが、こういった数字が少しずつではありますが、増加傾向にあるというのがちょっと厄介な問題かなというふうに感じているところでございます。

あと中ほどですが、私ども相談センターを知ったということで、そのきっかけを書いておりますが、庁内、保護課等というところが一番多くなっております。これは私ども消費生活センターもそれから生活保護を担当する窓口も市の相談窓口でございますので、その辺の連携を取り合っている結果ととらえております。そんなことで相談件数がそれほど減っていないという実態がでございます。なお25ページ以降につきましては、27年度に実際に活動した内容が記載されていますので、参考にしていただければと思います。先ほどお話をいただいた計量のほうも41ページ以降に具体的に記載してございますので、参考にしていただければと思います。ここでの説明は少し割愛をさせていただければと思います。また28年度の実施事業につきましても、基本的には27年度と実施した事業をそのまま引き継いで実施していくこととしておりますので、詳細については割愛をさせていただければと思います。資料3の説明は以上でございます。

引き続きまして、資料の4、新潟市消費生活推進計画（一次改訂）及びA4の横になります推進計画の参考資料ということで、こちらのほうで説明をさせていただきたいと思っております。平成26年度に委員の皆さまからご審議いただき策定させていただいた新潟市消費生活推進計画一次改訂計画でございます。この計画期間は平成27年から30年までの4年間の計画でございますが、こちらのほう、計画の中でも進捗状況を審議会に報告することとしておりますので、計画の課題と施策別に平成27年度実施済み事業及び28年度実施予定事業について、それぞれ事業を担当する各課に照会させていただきまして、それを整理させていただいたところでございます。各課の消費生活推進計画の課題と施策の展開に当りまして、実際にどのような事業が行われたのかを参考にしていただければと思いますので、27年度の実施済み事業等につきましては、先ほどお話しした参考資料の1のほうになります。それから28年度、それではどのような事業を今見込んでいますかというのが、参考資料横の2になります。各課のほうで回答いただいたものを整理させていただきました。

さらに計画のほうではこちらの資料の4の22ページでございます。重点的な取り組みと目標ということで掲げさせていただきましたので、まずその取組の1についてご説明させていただきます。当センターでは小学校、消費者教育の推進ということになってございますが、当センターでは小学生を対象にした子ども消費者学習や先ほどもちょっと説明させていただいた各種の講座それから出前講座としての「さわやかトーク宅配便」等を実施しているところですが、各課では例えば環境教育だとか環境学習など各課でも実施している部分がございますので、今後庁内で実施されております消費者教育に関連するものなど

を調査をしていきたいというふうに考えてございます。

さらに（２）の取組の２番として消費者被害の防止・救済につきまして、こちらのほうは私ども日々の相談業務の中で特徴的な相談に目を向けながら、特に高齢者が巻き込まれやすい悪質な消費者トラブル、特殊詐欺等に合わないよう啓発活動に力を注いでおります。ちなみに 28 年度４月から６月までの相談件数ですが、27 年度が４月、404 件でした。28 年度は 352 件。５月が 27 年度が 352 件だったのですが、今年度は 311 件。６月にいたっては、27 年度が 439 件だったのが本年度 358 件となっています。先ほど部長から増加傾向という話をさせていただいたのですが、確かにこの３月までは非常に増加傾向にあったのですが、ここへ来て、相談件数だけを見ますと、若干昨年度よりも少なくなっているかなということがいえるかなと思います。

特に目立つ相談としては、相変わらずアダルトサイトのワンクリックの架空請求ですね。それから最近では皆さんも受け取ったことがあるかもしれませんが、架空請求のメール、こういったものが多くなっております。特にやっぱりインターネット環境が非常に普及しておりますので、そういったスマートフォン利用者、こういったものも増えているためか、相談は若い人、お年寄り、それから男女別、こういったもの関係なく、いろいろな相談が寄せられています。またインターネットが普及していますので、救済措置をネットで調べると、探偵事務所、そういったものが出てきたりしますので、そういった二次被害に遭う方、それから電子マネー等々で振り込んでしまわれる方、そういった方も見受けられますので、こういった目に遭わないようにという注意喚起もしていかなければならないかなと思っております。なお、今年度も高齢者、若者、そういった年代別の各種のチラシを配布するとともに、私ども出前講座、さらにはセンターの機関誌もございまして、そういったもので広く広報に努めたいと考えてございます。

あと取組の３のところですが、地域が一体となった消費生活の推進につきましては、持続可能な見守りネットワークづくりの検討に向け、現状といたしましては、市内に 27 カ所設置されております地域包括支援センターとの協力関係の構築に向けて、地域包括支援センターが主催する地域のワークショップなどがございまして、そちらのほう、それから地域の茶の間。さらにはデイサービス等が主催する高齢者向けの出前講座、こんなものも要請がございまして、そういった呼びかけに応じて、居宅支援介護事業者など、高齢者宅を訪問した際に異変に気付いてもらえるように、消費生活センターの周知と連絡、つなぎ、そういったものを、これからも密にしていきたいというふうに考えてございます。

このほかにもコミュニティ協議会とか引き続き老人会とか、自治会、そういったところも出前講座の要請がございまして、それらにも応じていきたいと思っております。なお、そういった活動を通じまして、持続可能な見守りネットワークづくりの検討に向けた可能性についても、引き続き探っていきたいと考えております。なお、この件に関する資料はちょっと用意しておらなかったのですが、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置というのが法律に定めがあるのですが、この設置については義務規定ではなく、できる規定にはなっているのですが、私どものほうが一応情報収集は常にやっ

つもりでございまして、今のところ、大きな自治体と申しますか、県単位、政令市単位では、県が北海道、それから政令市では仙台市、こちらが法に基づく消費者安全確保地域協議会を設置したと聞いておりますので、他都市の状況も引き続き重視しながら、本市としてどのようなことができるのかをこれからも検討していきたいと思っております。私のほうからは以上でございます。

(澤田委員長)

どうもありがとうございます。ただいまご報告、ご説明いただきました議事の(2)(3)(4)につきまして、一括して委員の皆さまからご質問、ご意見、伺いたいと思えます。いかがでしょうか。

(渡部委員)

渡部です。出前講座ということ、消費者教育の出前講座ですね。これ非常にいいと思ひまして、今上の子が幼稚園なんですけど、幼稚園のお便りで、そういう県の講座とかがよくお便りで入ってきて、そうするとお母さんたちは絶対それを見るので、ああ、これはうまい方法だなと思ったんですけど、新潟市としてそういう幼稚園のお便りに入れてもらうとか、それで情報を提供する取組とかってあるんですかね。私立では、なかなかそれは難しいと思うんですけど、市立の幼稚園とかだったらわりと入れやすいのかな。同じ市なので。もしやってなかったとしても、今後そういうのがあると、お母さんたちはやっぱり絶対見るので、行きやすくなるんじゃないのかなと。情報を取り入れやすくなるかなと思ひました。

(事務局：小柳所長)

ありがとうございます。実際のところは私どもが出前講座をやっているのは、市の広報として広聴相談課に出しているものが基本。あとそれからホームページというのが現状でございまして、なかなかこういうものを作ってますというのを、個別の幼稚園だったり、学校だったり、何とかだったりというのは、ちょっとそこまで今手がまわっていないのが実態ですので、これからはそういったものも含めて検討の対象にさせていただきたいと思ひます。本当に貴重な意見ありがとうございます。

(澤田委員長)

幼稚園生あるいは保育園の子のところに持たせてあげるというのは、それは子どもを直接対象というんじゃないくて、その親御さんに見ていただきたいということですよ。それは小学校でも同じかな、効果あるかなという感じですね。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。もしほかに特にございませぬようでしたら、次に移りたいと思ひます。そうしましたら次に議事の(5)消費者教育推進の取り組みについて、事務局からご説明願ひます。

(事務局：古俣課長)

それでは議事の(5)消費者教育推進の取り組みについて、配布させていただきました資料5と書いてございます「消費者教育推進の取り組みについて(案)」、A4の縦書きの紙でございます。これによりまして説明をさせていただきます。消費者教育推進の取り組みにつきましては、先ほど資料2において、いわゆる国の考え方等、概略を説明させていただいたところです。この資料5に上のほうに記載をしました消費者教育の推進に関する法律では、消費者教育を推進する体制といたしまして、市町村に消費者、事業者、教育関係者、その他の関係者から成る「消費者教育推進地域協議会」というのを組織するという努力義務が課せられております。

この協議会の持ち方、あるいは協議会の設置のタイミングにつきましては、それぞれの自治体が工夫しながら設置することになりますが、新潟市におきましては、中ほどに書いてある図のような組織を考えたところです。基本といたしまして新潟市消費生活審議会、皆さま、委員の皆さまを核といたしまして、そのときどきの消費者教育を論じるテーマに合わせ、必要に応じて庁内、庁外の関係者に議論に加わっていただくという仕組みを考えております。

皆さまの消費生活審議会。こちらは条例で設置されておりますけれども、この地域協議会、点々で囲まれている地域協議会につきましては、要綱で設置をさせていただきたいと考えておまして後ほどその要綱案もご説明いたします。私からは以上です。よろしくお願いたします。

(澤田委員長)

どうもありがとうございました。ただいまの議事の(5)の消費者教育推進の取り組みについて、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

この消費者教育推進地域協議会は、法律上の根拠としては消費者教育推進法というところで、「努めなければならない」という、われわれ法律をかじった者だったら、別にやらなくてもいいんだらうという考えなんです、そこは新潟市、政令市でございますので、誠実にこれを設置していきたいということでございます。新潟県はまだでしたよね。

(事務局：古俣課長)

はい。新潟県は協議会は設置されていますが、計画の策定はまだです。

(澤田委員長)

ぜひ新潟県に先んじてできればいいかなというふうに思っています。イメージとしては、新潟市消費生活審議会があつて、そのときどきの話題といいますか、問題に応じて、関係者の方、例えば警察の方とか、小中高校の先生とか、いう方をお呼びして意見を伺う協議会がある。その結果を消費生活審議会に上げるという位置付けなのかなという感じです。

今のご説明ですと、消費生活審議会と協議会はメンバーは同じということで、そのときどきに外部の方にお入りいただいて、意見を頂戴するというようなイメージかなということですので、組織としては別物ということです。たまたまメンバーが同じということです。ご質問等ございませんでしょうか。

もし特にないということでございましたら、この審議会を一時休憩いたしまして、改めてと申しますか、新たに新潟市消費者教育推進地域協議会を開会するという運びにしたいと思えます。よろしいでしょうか。そうしましたら、これで暫時休憩とさせていただきます。

(休憩)

(澤田委員長)

それでは審議会を再開したいと思います。それでは事務局からご発言ありますか。

(事務局：古俣課長)

今ほど、新潟市消費者教育推進地域協議会でご意見をいただきました消費者教育推進計画の策定につきまして、改めて新潟消費生活審議会に諮問をさせていただくことをさせていただきたいと思えます。それでは野島部長から澤田委員長に対して諮問書を手渡し、お願いいたします。

(事務局：野島部長)

新潟市消費者教育推進計画の策定について諮問。新潟市消費生活審議会委員長、澤田克己様。「新潟市消費生活推進計画（一次改訂）」を「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」に改定することについて、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議の上、ご答申賜りますようお願いいたします。新潟市長、篠田昭。よろしく申し上げます。

(澤田委員長)

ただ今、新潟市長、篠田昭さまより諮問いただきました。

そうしますと、この諮問のありました新潟市消費者教育推進計画の策定についてを本日の議題の（６）として追加して審議することとしたいと存じます。このことについては協議会でもうすでに説明いただいたところですが、改めて委員の皆さまから何かご質問、ご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、時間の制約もございますので、答申手続きにつきましては委員長に一任いただきまして、私と事務局で整理させていただくということでよろしいでしょうか。

(拍手)

その結果につきましては、皆さん、委員の皆さんに郵送ということにさせていただきますと思えます。どうもありがとうございます。

それでは最後になりますが、議事の（7）その他ということで、事務局から何かございますでしょうか。

（事務局：小柳所長）

それでは事務局から3点ほどご報告させていただきたいと思います。まず1点目は、本日配布させていただきました8月3日のフォーラムの件でございます。8月3日に前消費者庁の長官でいらっしゃいます阿南新潟市政策アドバイザーのフォーラムが予定されております。午後2時開演ということで、場所はユニゾンプラザになってございます。2部構成となっております、1部は基調講演、2部はパネルディスカッションという形になってございます。パネリストのほうもこちらに4名ほど記載させていただきました。もしお時間がありましたら、ぜひお出かけをいただきたいなと思っております。阿南アドバイザーは消費者教育の推進とか、消費者市民社会ということを通じてと言われていらっしゃいますので、私どもも何か後を押されるといいますか、そんなところになろうかと思えます。

それからもう一点でございますが、こちらは後ほど佐藤先生のほうから詳しい話をさせていただこうかと思っておりますが、来年度に開かれる関東甲信越地区の中学校技術家庭科研究大会についてということでございます。資料のほうは配らせていただきました。佐藤先生、すみません。よろしく願います。

（佐藤委員）

よろしく願います。来年度新潟県で、関東甲信越ブロックで技術家庭科の大きな大会でございます。10都県で開催して、持ち回り。来年が新潟県開催で、約1,000人ぐらいの参加者を予定しております。その中で、新潟市内では4つの授業校がございます。裏面のほうをご覧くださいなのですが、6番の分科会会場。第8分科会「D身近な消費生活と環境」。これを主題としまして、新潟市立新津第五中学校の古市江梨子先生。先ほどの8月3日のパネリストにもなっていらっしゃいますが、この新津第五中学校の家庭科の先生が、関東甲信越を代表して新潟県の消費者教育の発表授業をされます。新津第五中学校の生徒の家庭科の授業となります。今、研究部としても、この消費者教育を支えるために、いろいろなメンバーで今研究を進めているところなのですが、いきなり本番というわけにはいきませんので、実は今年プレ授業ということで、11月10日。これは今年です。今年の11月10日木曜日に、すぐ近くの新潟柳都中学校、昔の舟栄中学校ですが、この新潟柳都中学校の先生が、この度この古市先生がやろうとしている授業実践のプレ授業ということで、お試しという失礼なのですが、ちょっといろいろ研究の方向性を見たいということで、またここ新潟市内の家庭科のメンバーで公開授業の中で研究協議会しますが、ぜひ皆さまももしお時間ございましたら、中学校現場の家庭科教育で消費者教育がどのように行われているか、ぜひご意見いただきたいと思っておりますので、もしご参加いただければ、私のほうまでご連絡いただければご案内いたします。11月10日の新潟柳都中学校5時間目を予定しておりますので、約1時間ぐらいの授業ですが、1時半か

ら5時間目がおそらく1時半ぐらいからとなりますので、まだ詳細が、柳都中学校とちょっと詰めてませんが、また事務局のほうを通じてご案内できたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、来年の大会の会費 4,000 円と書いてありますが、皆さんはもうそういう大会の会費必要ございませんので、ぜひご参加いただいて、私のほうを通していただければ無料にいたしますので、ぜひよろしくお願いいたします。以上です。

(事務局：小柳所長)

すみません。ありがとうございました。補足していただきました。もう一点ですが、先ほど新潟市消費者教育の推進地域協議会ということで開催させていただきました。委員の皆さまのほうには、就任、口頭で依頼という形になりましたので、改めて事後処理になりますが、就任依頼の文書を出させていたいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

(澤田委員長)

どうもありがとうございました。それでは本日用意してございます議事は、以上で全て終了ということでございます。どうも皆様のご協力をいただきましてありがとうございます。議事進行無事に終了させていただきました。どうもありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

(事務局：古俣課長)

澤田委員長はじめ委員の皆さま方、議事の進行、どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の新潟市消費生活審議会を終了させていただきます。皆さま、長時間にわたってご審議をいただきまして大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。